

環 保 第 640 号
令和 7 年 12 月 26 日

株式会社クリエイト
代表取締役 吉田 徳司 様

岩手県知事 達増 拓也



フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 49 条第 1 号
に規定する第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外に係る認定について
令和 7 年 12 月 5 日付けで申請のあったこのことについて、フロン類の使用の合理化及び
管理の適正化に関する法律施行規則（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号）第 49 条第 1
号の規定に基づき、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引渡す者として
下記のとおり認定しましたので、通知します。

記

1 事業所の名称及び所在地

事業所の名称	株式会社クリエイト 岩手営業所
事業所の所在地	岩手県盛岡市津志田南 3-7-26

2 取り扱うフロン類の種類

CFC・HCFC・HFC

《担当》

環境生活部 環境保全課

環境調整担当 箱石

T E L : 019-629-5383

F A X : 019-629-5364

E-mail : y-hakoishi@pref.iwate.jp